



## 第3次

# 飯塚市人権教育・啓発実施計画

～市民一人ひとりの人権が大切にされる、人権尊重のまちづくり～



2022年(令和4年)3月

飯 塚 市



## はじめに

21世紀は「人権の世紀」と言われています。人類は、二度にわたる世界大戦の経験を踏まえ、1948年(昭和23年)第3回国際連合総会において、今日の基本的人権の考え方の基礎となる世界人権宣言を採択しました。

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、幸福生活を営むために欠かすことができない固有の権利であって、将来にわたって保障されるべき権利です。そして、日本国憲法は、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、個人の尊重と生命、自由及び幸福追求、法の下での平等など、さまざまな人権を保障しています。

国では、日本国憲法のもとで「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定し、2000年(平成12年)には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行しました。その後、同法に基づいた「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、さまざまな人権問題についての教育・啓発の推進が図られてきました。また、福岡県においても1998年(平成10年)に「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」、2003年(平成15年)には「福岡県人権教育・啓発基本指針」が策定されました。

これら国の計画や県の指針に基づき、本市においても、2010年(平成22年)に「飯塚市人権教育・啓発基本指針」(以下「基本指針」という。)、翌年には「飯塚市人権教育・啓発実施計画」(以下「実施計画」という。)、2016年(平成28年)に「第2次実施計画」を策定し、人権教育・啓発を総合的に推進してきました。

しかしながら、現在の社会においては、部落差別問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する人権問題や、最近ではインターネットを利用し個人情報や差別的情報を掲載するといった問題など、人権が侵害される事象は、今なお後を絶ちません。

そのような中、部落差別の解消や障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチの解消を目的とした個別の法整備も進み、本市では、2018年(平成30年)に「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行し、さらなる人権教育・啓発の推進に取り組んできました。そして、近年の人権を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、2021年(令和3年)3月に基本指針を改定し、それに基づいて、今回、新たに第3次実施計画を策定しました。

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、国内でも、不安や偏見から感染者やその家族等への誹謗中傷など人権侵害が発生しました。人権が尊重され、差別や偏見のない社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権尊重の意識を身につけ、人権問題を自分の問題として捉え、具体的に実践していくことが大切です。

本市では、この第3次実施計画に基づき、市民一人ひとりの人権が大切にされる、人権尊重のまちづくりの実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

2022年(令和4年)3月

# 目 次

---

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間と進行管理	2
4	計画の体系	2

## 第2章 人権全般に関する基本的施策の推進

1	人権意識の高揚を図るための施策の推進	5
2	人権擁護に資する施策の推進	8

## 第3章 分野別人権施策の推進

1	部落差別問題	11
2	女性の人権問題	16
3	子どもの人権問題	20
4	高齢者の人権問題	28
5	障がいのある人の人権問題	34
6	外国人の人権問題	40
7	さまざまな人権問題	43
	①インターネットによる人権侵害	
	②性的少数者の人権問題	
	③HIV感染者等／ハンセン病患者・元患者・その家族／その他の感染症患者等の人権問題	
	④犯罪被害者とその家族／刑を終えて出所した人の人権問題	
	⑤プライバシーの保護	
	⑥北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題	
	⑦その他の人権問題	

## 資料編

1	世界人権宣言	49
2	日本国憲法（抄）	53
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	56
4	飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例	58
5	人権に関連のある主な市の条例	59